

2020(令和2)年5月29日

学生の皆さま
ご家族の皆さま

大阪樟蔭女子大学
学長 北尾 悟

政府の緊急事態宣言の区域解除、及び大阪府の緊急事態措置の原則解除に伴う
本学の対応について(学部)

政府の緊急事態宣言の区域解除、及び大阪府の緊急事態措置の原則解除に伴う本学の対応について5月22日に発表いたしました。その後、5月25日、政府は緊急事態宣言を全国で解除する旨を発表し「新しい生活様式」を推奨し、コロナと新たな共存を図っていく方針が示されました。

本学においても、春期授業期間における今後の授業運営方針を検討してまいりました。その結果、一部キャンパス内での授業実施の計画を含め一旦の方針を固めましたので、以下の通りご報告申し上げます。授業実施の具体的な日程や取り扱いについては、あらためて授業実施の2週間前には通知いたしますので、ご了解くださいますようお願い申し上げます。

新しい授業運営の方針

1. 8月8日(土)までの春期授業期間は遠隔授業(オンライン授業)にて授業を実施するという原則は維持します。
2. 授業科目の性質上学内の施設設備を利用した授業が不可欠である実験実習科目(以下、実験実習科目)について、遠隔授業によって完遂し得ない回数分については、春期授業期間終了後に新たに設定する「実験実習実施特定期間」に配置し、授業を実施します。
◆ **実験実習実施特定期間**:8月31日(月)~9月24日(木)
3. 2.にかかわらず、授業科目の特性と到達目標を考慮して、春期授業期間中に定期的かつ継続的な授業実施が必要な一部の実験実習科目については、別途時間割編成を行ない、春期授業期間中にキャンパス内で授業を行なうことがあります。
その際、並行してキャンパス内で遠隔授業を受ける必要が生じる学生に対しては、機材と場所を大学が保障します。
また、対象となる学生へは授業実施の2週間前までに通知します。

なお、今後、情勢の変化により、本学の対応も変更する場合があります。大学から発信する新しい情報につきましては、随時、ホームページ、文書等にてお知らせしますので、適宜、ご確認ください。

2020(令和2)年5月29日

学生の皆さま
ご家族の皆さま

大阪樟蔭女子大学
学長 北尾 悟

政府の緊急事態宣言の区域解除、及び大阪府の緊急事態措置の原則解除に伴う
本学の対応について(大学院)

政府の緊急事態宣言の区域解除、及び大阪府の緊急事態措置の原則解除に伴う本学の対応について5月22日に発表いたしました。その後、5月25日、政府は緊急事態宣言を全国で解除する旨を発表し「新しい生活様式」を推奨し、コロナと新たな共存を図っていく方針が示されました。

本学においても、春期授業期間における今後の授業運営方針を検討してまいりましたが、以下の通り方針を定めましたのでご報告申し上げます。

新しい授業運営の方針

1. 6月15日(月)より遠隔授業(オンライン授業)を取りやめ、対面授業を実施します。対面授業の期間は8月8日(土)までとします。
2. 対面授業実施にかかる注意事項については追って通知します。

なお、今後、情勢の変化により、本学の対応も変更する場合があります。大学から発信する新しい情報につきましては、随時、ホームページ、文書等にてお知らせしますので、適宜、ご確認ください。